

コーポレート・ガバナンスに関する開示方法の見直しについて

平成18年 1月25日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

最近、上場会社による不祥事が続発する中で、改めて上場会社におけるコーポレート・ガバナンスの重要性が指摘されている。

当取引所では、従来から、上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する施策等については開示対象としていたが、決算短信において他の情報と併せて開示されるため、投資者からの注目度が低く、また、一覧性がないため投資判断の参考にしづらといった問題があった。

そこで、当取引所は、こういった問題点を改善するため、従来のコーポレート・ガバナンスに関する開示方法を見直し、新たに「コーポレート・ガバナンス報告制度」を導入することとする。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. コーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出及び開示	<ul style="list-style-type: none">株券（外国株券を除く。）の上場を申請する新規上場申請者は、当取引所が当該株券の上場を承認した場合には、以下のコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書を提出し、当該報告書（その内容を記載した資料を含む。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。<ul style="list-style-type: none">① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報② 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況③ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況④ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況⑤ その他当取引所が必要と認める事項	<ul style="list-style-type: none">既に上場されている株券（外国株券を除く。）の発行者は、当取引所が定める期日（平成18年5月を予定）までに、コーポレート・ガバナンスに関する報告書を当取引所に提出するものとする。当該報告書は、当取引所ホームページへの掲載を予定している。

項 目	内 容	備 考
2. コーポレート・ガバナンスに関する報告書の修正等	<p>(1) 上場株券（外国株券を除く。）の発行者は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更内容について記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該書面（その内容を記載した資料を含む。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(2) 当該変更内容が、資本構成及び企業属性に関する事項であるときには、当該変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の招集日後遅滞なく当該変更内容について記載した書面の提出を行うことができるものとする。</p>	
3. その他	<p>従来の決算短信でのコーポレート・ガバナンスの施策等についての開示は、平成18年3月1日以後に終了する事業年度に係る決算の内容の開示から要しないものとする</p>	

Ⅲ. 実施時期

平成18年3月上旬を目途に実施する。

以 上